

参加者の有無を確認する公募手続に係る
参加意思確認書の提出を求める公示

令和 2年 7月 3日

近畿地方整備局
和歌山河川国道事務所長
小澤 盛生



次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本修繕工事は、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所が管理する有本揚排水機場ポンプ設備（以下「当該設備」という。）の「機能・性能」を維持・回復（復旧）するためのものである。

当該設備は、その果たすべき役割を発揮するため、必要な「機能・性能」を定めた仕様書等により、当初施工者が独自の技術を基に、開発・設計・製作・据付したものであることから、下記の応募要件を満たし、本修繕工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本修繕工事に必要な要件を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札（総合評価落札方式）にて調達を実施する予定である。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合がある。

2. 工事概要

(1) 工事件名 有本揚排水機場 2号ポンプ設備修繕工事

(2) 工事場所 和歌山県和歌山市有本地先

(3) 対象設備 有本揚排水機場の 2号主ポンプ設備

なお、内訳は別紙「対象設備一覧表」参照のこと。

(4) 工事内容 有本揚排水機場の機能復旧を目的として、2号主ポンプ設備の修繕を行うものである。

なお、詳細は「公示説明書」参照のこと。

(5) 工 期 令和3年1月29日

3. 応募要件

参加意思確認書の提出者に付す応募要件は次のとおりとする。

(1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 近畿地方整備局における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格「機械設備工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225

号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)

- ③会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記②の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- ④建設業法に基づく「機械器具設置工事業」の許可を受けている本店、支店又は営業所が近畿地方整備局管内の府県(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)にあること。
- ⑤近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- ⑦公示説明書の交付を直接受けた者であること。

(2) 実績に関する要件

過去に元請けとして、据付を行い完成し、引渡しが完了した下記1)または2)の要件を満たす工事(発注機関は問わない。)の施工実績を有すること。

- 1) 河川用揚排水ポンプ設備の新設工事
- 2) 河川用揚排水ポンプ設備の修繕工事(主ポンプ本体を含むものに限る)

(3) 技術者に関する要件

次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者(以下「配置予定技術者」という。)を当該工事に配置できること。ただし、請負金額が3,500万円以上の場合、現地での据付期間については専任で配置できること(現地での据付期間は令和2年12月から令和3年1月を予定している。)

なお、製作現場(工場)の配置予定技術者と据付現場の配置予定技術者は同一でなくてもよいが、同一でない場合は、それぞれが次の基準を満たすこと。

- 1) 機械工学、建築学または電気工学に関する学科を卒業後、高校は5年以上、大学・短大・高専は3年以上の機械器具設置工事の実務経験を有する者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

イ. 技術士(技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門又は総合技術監理部門(選択科目を「機械」とするものに限る。))とするものに合格した者。)の資格を有する者。

ロ. 機械器具設置工事の10年以上の実務経験を有する者。

ハ. 機械器具設置工事の監理技術者資格者証の交付を受けている者。

- 2) 配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- 3) 配置予定技術者(及びその他構成員の配置予定技術者)については、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- 4) 在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱について(平成13年5月30日付け国総建第155号)」、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)(平成28年3月24

日付け国土建第 483 号)」、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)(平成 28 年 5 月 31 日付け国土建第 119 号)」又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて(平成 28 年 12 月 19 日付け国土建第 358 号)」において定められた在籍出向等の要件に適合していること。

(4) 技術力に関する要件

- ①本修繕工事の主ポンプにおける交換部品の納入体制を有すること。
- ②主ポンプ分解整備後の実負荷による性能試験を実施する試験場の体制とその試験場で当該主ポンプと同種・同規模の性能試験の実績を有すること。
- ③本修繕工事に係る検査・試験等に関する自らの体制を有すること。
- ④本修繕工事完成後のアフターケア体制を有すること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒640-8227 和歌山県和歌山市西汀丁16
近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 経理課 契約第二係長
電話：073-402-0261 (内線 226)
FAX：073-436-3658

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和 2 年 7 月 3 日(金)から令和 2 年 7 月 16 日(木)までの行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、9 時 00 分から 16 時 00 分まで。

交付場所：上記 4.(1)に同じ

交付方法：手渡しとする。なお、説明書交付希望者は上記 4.(1)へ事前に連絡すること。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

提出期間：令和 2 年 7 月 3 日(金)から令和 2 年 7 月 17 日(金)までの休日を除く毎日、9 時 00 分から 16 時 00 分まで。

ただし、提出締切最終日は 12 時 00 分までとする。

提出場所：上記 4.(1)に同じ。

提出方法：書面により持参または郵送(書留郵便に限る)により提出すること。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。

(3) 詳細は「公示説明書」による。

(4) 一般競争入札を実施する場合の公告予定時期

令和 2 年 8 月上旬頃

別紙

対象設備一覧表 有本揚排水機場

NO.	設備名称		規格等	備考	
1	主ポンプ設備	主ポンプ	主ポンプ	立軸斜流ポンプ	今回対象
		主配管	主配管	片フランジ片ルーズ短管	
		吐出し弁	吐出し弁	バタフライ弁	
		逆流防止弁	逆流防止弁	フラップ弁	